

公益財団法人堺市産業振興センター エキスパート派遣事業に係る細則

公益財団法人堺市産業振興センター エキスパート派遣事業実施要綱第7条、第12条、第13条の規定に基づき次のとおり定める。

1. 業務実施における当センター職員の同行について

派遣事業利用企業とエキスパートの適切なマッチングを図る観点から事前ヒアリング及び支援開始1回目については職員が同行し支援実施内容のチェックを行なう。その後の同行については原則行なわない。

2. 自己負担金

中小企業等の自己負担金は、依頼者から要請されたテーマに事前ヒアリングや現状分析等により得られた経営課題を加えて作成された「エキスパート派遣実施計画書」に記載されている支援テーマに対するエキスパート派遣に対して、1回あたり10,000円とする。

3. 派遣回数

(1) 1テーマは6回以内の訪問とする。

(2) 同年度内の派遣回数については、実施テーマが発展的なもので同一性がないと認められる場合、概ね3テーマ程度、支援回数は18回を限度として利用できることとし、各テーマ実施にあたり申込書を提出受理した場合に支援を実施することができる。

4. 実施時間

原則として平日の午前9時から午後5時30分の間に実施し、実施時間は概ね2時間とし、これを1工数とする。

5. 報酬の額

診断助言に係る報酬の額は1工数につき27,500円とする(交通費、調査事務費、資料作成費を含む)。ただし、所管課長が必要と認める場合は次のとおり取り扱うものとする。

(1) 診断助言等に必要となる報告書、研修テキスト、調査レポート等の作成について、成果物を確認することにより、1工数に相当することが認められる場合は、1工数として取り扱う。

(2) 診断助言の目的を達成するために、他府県に出張する必要があると認められる場合は、センター役職員旅費規程に準じ、交通費(日当を除く)を支給することができる。

6. 報酬の支払い

エキスパートから提出される派遣業務報告書により業務が行われたことを確認した後、報告書の提出された翌月25日(金融機関が休業の場合、翌営業日)に口座振替により支払うものとする。

附 則

この細則は平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は令和3年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は令和5年 4月 1日から施行する。